

令和3年第4回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和3年6月29日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月29日（火曜日）午後6時30分 開会
午後7時00分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会長	9番	内	尾	勝	稔
職務代理者	1番	前	田	昌	明
委員	2番	行	天	雄	也
	3番	渡	辺	雄	一
	4番	越	後		功
	5番	笠	井	孝	一
	6番	菊	地	光	男
	7番	齊	藤	信	一
	8番	辻	野		始

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- | | |
|----------|-------------------------|
| 第1 | 会期の決定 |
| 第2 | 会議録署名委員の指名 |
| 第3 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 第4 議案第1号 | 現況証明願書について |
| 第5 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大元	真
係長	大迫	尚樹
主事	平手	大貴
主事	前田	修平

7. 会議の概要

・午後6時30分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和3年第4回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、笠井孝一委員、辻野始委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告します。</p> <p>別紙をご覧ください。</p> <p>(議案別紙により説明)</p> <p>以上で、報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第4 議案第1号「現況証明願書について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議事第1号 現況証明願書について</p> <p>議案第1号「現況証明願書について」ご説明いたします。</p> <p>別紙の土地について、農地を農地以外の目的に供するため、現況証明願書の申請があつたので、証明の可否について議決を求めるものです。</p> <p>別紙をご覧ください。</p> <p>(議案別紙により説明)</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたら、比羅岡地区担当の行天委員より現地確認の状況について報告をお願いします。</p>

行天委員	<p>6月4日に現地確認を実施しました。畑のまわりは木に囲まれており、日当たりが悪く、水はけまではわかりませんでしたが、作物を作るには不便かと思いました。現状イタドリが一面に生い茂っており、これを処理して畑に戻すことは合わないため原野化と言っても仕方がないというところを現地で確認しました。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することいたします。</p> <p>日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号については、■番■委員は農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により退席を求めます。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があつたので、許可の可否について議決を求めるものです。</p> <p>別紙をご覧ください。</p> <p>(議案別紙により説明)</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認することいたします。</p> <p>ここで退席された委員は着席願います。</p> <p>退席された委員に報告します。議案第2号につきましては、議案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により議長を1番前田会長職務代理に交代いたします。</p>
前田 会長職務代理	<p>早速議事に入ります。</p> <p>日程第6 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、喜茂別町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求めるものです。</p>

	<p>別紙をご覧ください。 (議案別紙により説明) 以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。</p>
前田 会長職務代理	<p>事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。 【挙手あり】 6番菊地委員</p>
菊地委員	<p>参考までにお聞きしますが、借り受け手がいなければ実際は計画として出さないという理解でよろしいんですよね。</p>
事務局	<p>制度は、農地中間機構が農地を貸したいという方から借り受けたうえで機構側が借りたい人を探すのが本来の趣旨です。ただし、機構側は地元農家の状況まで把握していないため、貸し手と借り手が整っているものについて計画として挙げているのが実態です。</p>
前田 会長職務代理	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。 4番 越後委員</p>
越後委員	<p>利用権の期間は10年となっていますが、これはお互いで決めることですか。反当たりの賃料が安めな設定の印象ですがこれに至る原因はありますか。</p>
事務局	<p>期間につきましては中間管理機構の事務規程に記載されており、極力10年以上と記載されています。ただし、極力という記載があるので短縮を妨げるものではありません。賃料は賃貸借する双方で同意した金額を中間管理機構へ報告しますが、合わせて地域の実例の平均価格も報告し、それらと乖離する場合は再度調整となる場合もありますが、今回はこの金額で決定されたものです。</p>
越後委員	<p>制度当初は出し手にもメリットがあったと記憶しているが、今はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>機構集積協力金という制度であり、当初は畠の一部を貸す場合とリタイアにより畠の全部を貸す場合で制度があり、畠の一部を貸す場合の協力金は2年前に制度が終わり、畠の全部を貸す場合の協力金は本年度までとなっています。機構集積協力金は個人に対する協力金から、地域で中間管理機構を活用して集積化したらその割合に応じて交付金を配分する制度に変わってきています。貸し手のメリットとすると3年間の時限付きですが貸してから3年は固定資産税の減免措置が残っています。</p>
越後委員	<p>制度当初と比べると条件的にはあまりメリットを感じない印象ですが、そういう認識でよろしいですか。</p>
事務局	<p>制度当初は活用を促すためにも国も予算が配分されていましたが、現在は制度も浸透してきたということもあり、個から地域に国もシフトしてきていることから貸</p>

	し手のメリットという面では少なくなっている印象はあります。
越後委員	喜茂別ではどのくらい活用されていますか。
事務局	概数ですが、件数は約10件、面積は150ヘクタールは超えていると思います。
前田 会長職務代理	よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することいたします。 ここで、退席された委員は着席願います。 退席された委員に報告します。議案第3号は承認されましたので、その旨喜茂別町へ報告することといたします。 それでは議長を交代します。
議長	これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和3年第4回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後7時00分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和3年第4回喜茂別町農業委員会総会

令和 3 年 6 月 29 日

喜茂別町農業委員会

会長 内尾勝穂 印

会議録署名委員 笠井孝一 印

会議録署名委員 辻野始 印